

# 意見陳述

原告 武谷新吾

## 1. 和歌山広域協組事件で3名全員に逆転無罪判決

(1) 私は、原告のひとり、武谷新吾です。

私は、本件国賠訴訟を提訴当時は関生支部の書記次長でしたが、昨年10月開催の定期大会で副執行委員長に選任され、現在に至っています。

(2) 私は、他の組合役員2名とともに、2019年7月22日、和歌山広域協組事件で逮捕され、同年8月9日、強要未遂と威力業務妨害罪で起訴されました。

一審和歌山地裁は、私が懲役1年4月、他の2人が懲役1年と10月、3名とも執行猶予3年の有罪判決でしたが、昨年3月6日、控訴審の大阪高裁は原判決を破棄して、3名全員に逆転無罪判決を出しました。

その後、検察が上告を断念したことから、無罪判決は確定しました。

## 2. 憲法違反の保釈条件

(1) 「関西生コン事件」の刑事事件は、いずれも正当な組合活動が恐喝とか強要未遂などの罪名で組合員が逮捕、起訴されたものですが、この和歌山広域協組事件はそのなかでも際だっておかしな事件です。

というのも、この事件の発端は、逮捕前年の2018年7月に、和歌山広域協組という生コン業者団体の代表者Mが、元暴力団員2名を使って私たち関生支部の組合事務所の周辺を徘徊させ、組合員の乗用車のナンバーを撮影させるなどして威嚇したことにあったからです。私たちは、和歌山県における関生支部の組合活動を牽制することが目的だと判断しました。

そこで、私たちは、前日までにMと面談の約束を取ったうえで事務所を訪問し、元暴力団員らを差し向けたことの実事確認をして謝罪を求めました。Mはそれ以前にも業界の集まりなどで私に対して暴力団とのつながりを誇示するなどしていたことから、関生支部としては重大な団結権侵害行為だととらえて、釈明と謝罪を求めたのです。

ところが、元暴力団員を使った側のMが「被害者」を演じて出した被害届をもとに事件がつくられたのでした。

- (2) 私たちは起訴後、弁護団の尽力で比較的早く保釈されました。この点では、たとえば644日間も身体拘束を受けた湯川委員長はじめ、恣意的な長期勾留を受けた組合員たちの処遇とは異なっています。

しかし、その後が異常でした。和歌山地裁は、罪証隠滅のおそれがあることを理由に、①関生支部関係者とは面接、電話、メール、文書、メールなどによる一切の接触を禁止する、②関生支部事務所には一切立ち入ってはならない、などとするのを私の保釈条件として決定したのでした。

私は、当時、関生支部の専従役員（書記次長）でした。つまり、組合事務所に毎日出勤して、解雇された組合員の相談を聞いたり、他の役員と一緒に裁判や労働委員会事件などについて弁護士と打ち合わせすることなどが仕事です。

組合員とは一切接触できず、組合事務所に立ち入ることもできないとなれば、要するに自宅でじっとしている以外にはなく、江戸時代の謹慎蟄居処分を受けたのと同じ立場を受け入れよということです。

この異様な保釈条件を変更するよう弁護団がくりかえし申し立ててくれましたが、和歌山地検と和歌山地裁は頑として受け入れませんでした。拘置所に勾留されるという意味での身体拘束ではなかったにしても、実質的にはそれに等しい境遇を私は長期にわたって強いられ、仕事や友人関係を断ち切られたうえ、仕事である組合活動もできない状態を強いられたのです。

- (3) 無罪判決を得て自由になったとはいえ、不当な逮捕、起訴、その後の保釈条件の下で奪われた私の時間と人生を取り戻すことはできません。

警察、検察、裁判所のこうした理不尽かつ恣意的な捜査を二度とくり返させてはなりません。そうした観点に立って裁判をすすめていただくよう訴えて、私の意見陳述を終わります。